

重度障害者（児）医療費助成金受給者様

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

**福祉課、小笠支所での
更新手続は不要とします。**

【対象者】

重度障害者（児）医療費助成金受給者証の

有効期間終了日が令和3年9月30日までの方

- 令和3年10月1日からの受給者証を送付しますので、そちらをお使いください。
- 現在お持ちの受給者証は、各自で破棄していただきますようお願いいたします。
- 更新手続を行わないため、附加給付内容証明願の提出も**不要**です。
- **変更手続は従来通り必要**です。（住所、加入健康保険、振込先口座の変更等）

【お問い合わせ】

御不明な点等ございましたら、菊川市福祉課にお問い合わせください。

菊川市 福祉課
障がい者福祉係
TEL : 0537-37-1252
FAX : 0537-37-1255